



令和8年7月22日

午前10時

令和8年度第1回一関市起業支援推進会議を開催します

市は、働く場を増やし、稼ぐ力を高め、地域経済の活性化に向けた取り組みを推進するため、商工会議所や金融機関、一関工業高等専門学校などのほか、市内の起業家を交え、起業支援について懇談する一関市起業支援推進会議を次のとおり開催します。

1 日 時 7月22日（水） 午後2時から3時30分まで

2 場 所 一関市役所3階特別会議室

3 内 容

- (1) 市の起業支援施策について（情報提供）
- (2) 他機関などの起業支援策について（情報交換）
- (3) 課題解決型支援事業について【非公開】

4 構成員（敬称略）

所属	役職	氏名
一関商工会議所	経営支援課長	金野 剛士
株式会社日本政策金融公庫一関支店	融資課長	久下谷 篤吉
岩手県信用保証協会一関支所	支所長	佐藤 一人
一般社団法人岩手県中小企業診断士協会	正会員	藤田 昭洋
一般社団法人いわて圏	代表理事	佐藤 柊平
株式会社Next IWATE	代表取締役CEO	上野 裕太郎
独立行政法人国立高等専門学校機構 一関工業高等専門学校	副地域共同テクノセンター長	原 圭祐
一関市商工観光部産業企画課	商工観光部次長兼産業企画課長	須藤 美由紀

5 その他

- ・ 会議の掌握事項などは別紙要綱を参照してください
- ・ 会議の取材は上記3(2)まで可能です

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
商工観光部産業企画課 主事 藤澤
電話：(0191)21-8451（内線8454）
FAX：(0191)31-3037
メールアドレス：sangyou@city.ichinoseki.iwate.jp

○一関市起業支援推進会議設置要綱

令和 6 年 6 月 3 日告示第 264 号
令和 7 年 5 月 30 日告示第 224 号の 2
最終改正 令和 8 年 3 月 30 日告示第 135 号抄

(設置)

第 1 働く場を増やし、稼ぐ力を高め、地域経済の活性化に向けた取組を推進するため、一関市起業支援推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) エコシステムの構築に関すること。
- (2) 起業環境の整備に関すること。
- (3) 起業家の育成と支援に関すること。
- (4) 地域経済の活性化に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 一関商工会議所の職員
- (2) 金融機関等に勤務する者
- (3) 市内で起業した者
- (4) 一関工業高等専門学校に勤務する者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 座長は、第 3 第 5 号に規定する委員の中から市長が選任する。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、欠席する委員が指名する者をも

って充てることができる。

(庶務)

第6 会議の庶務は、商工観光部産業企画課において処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において協議し、定める。